

環境農林水産常任委員会会議録

平成20年5月14日

場 所 第4委員会室

平成20年 5月14日（水曜日）

午前10時4分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・エコクリーンプラザみやぎの浸出水調整池等について

出席委員（9人）

委員	長	宮原	義久
副委員	長	黒木	正一
委員		外山	三博
委員		坂口	博美
委員		蓬原	正三
委員		野辺	修光
委員		満行	潤一
委員		松田	勝則
委員		長友	安弘

委員外議員（11人）

議員		緒嶋	雅晃
議員		米良	政美
議員		中村	幸一
議員		星原	透
議員		丸山	裕次郎
議員		十屋	幸平
議員		横田	照夫
議員		松村	悟郎
議員		外山	良治
議員		権藤	梅義
議員		前屋敷	恵美

説明のため出席した者

宮崎県知事 東国原 英夫

環境森林部

環境森林部長	高柳 憲一
環境森林部次長 （総括）	森山 順一
環境森林部次長 （技術担当）	寺川 仁
部参事兼 環境森林課長	飯田 博美
環境管理課長	堤 義則
環境対策推進課長	道久 奉三

意見を述べるために出席した参考人

財団法人宮崎県環境整備公社

理事長	田中 義信
事務局長兼総務課長	大脇 泰弘
参事兼施設運営課長	野崎 公憲
施設運営課主幹	入船 修二
総務課主査	松本 公彦
施設運営課主査	坂本 達郎

事務局職員出席者

議事課主査	大野 誠一
政策調査課主査	坂下 誠一郎

○宮原委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

日程案に関連しますので、まず、知事の出席要求についてお諮りいたします。

エコクリーンプラザみやぎについて、知事に当委員会への出席を求めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、参考人招致についてお諮りいたします。

財団法人宮崎県環境整備公社理事長田中義信氏、同じく事務局長兼総務課長大脇泰弘氏、同じく参事兼施設運営課長野崎公憲氏、同じく施設運営課主幹入船修二氏、同じく総務課主査松本公彦氏、同じく施設運営課主査坂本達郎氏を、参考人として出席を求め説明を聞きたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、参考人より、参考人補助者として財団法人環境整備公社総務担当者の委員会への入室の希望がありますので、入室について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案に知事の出席を追加した形の日程でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

知事出席要請のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時11分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

それでは、私のほうから一言申し上げたいと思います。

当委員会といたしましては、エコクリーンプラザみやぎの浸出水調整池の破損等につきましては、早急に対応すべき問題であるとの認識から、緊急に委員会を招集するなど、これまで

3度にわたり説明を求めてきたところであります。しかしながら、委員会のたびに新たな問題が表面化するなど、事態は極めて深刻なものとなっております。県民、地域住民の安全・安心の確保のためにも一刻も早い対策が必要であります。

昨日、知事の定例記者会見において、一両日中にエコクリーンプラザみやぎに関する県の対応方針を固めたいとの発言があったようであります。「一両日中に」とのことのようでしたので、この際、本日の委員会において今後の対応策についてお聞きすべきとの委員会での一致を見たところでありますので、御出席をいただいたところであります。

それでは、エコクリーンプラザみやぎに関する基本的な考え方及び今後の対応策について、知事にお伺いいたします。

○東国原知事 お答えさせていただきます。エコクリーンプラザみやぎに関しての私の考え方と今後の対応策です。

エコクリーンプラザみやぎの問題につきましては、地元を初め県民の皆様大変御心配をおかけしていると考えております。私はきのう、記者会見におきまして、現在、環境森林部を初めとする関係部局とその対応策を急ピッチで協議しており、一両日中には基本方針を固めたいと申しました。本日、当委員会に出席を要請されましたので、この問題に対する当面の対応について、私の考え方を説明させていただきたいと思っております。

私としましては、何より地元の皆様の不安を解消すること、及び50万人の県民の廃棄物処理を担っているエコクリーンプラザみやぎが、一刻も早く本来の機能を回復できるようにすることが、重要な課題であると認識しております。

このため、資料にもありますように、地元的不安解消のための環境調査、原因等の調査、浸出水調整池の機能回復、情報の公開の4つを基本方針に、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

まず、地元の皆様の不安を解消するため、施設敷地内及び周辺地域の環境調査を早急に実施いたします。調査に当たりましては、行政の職員も立ち会いの上で実施することといたします。

次に、原因等の調査を行うため、外部調査委員会を設置いたします。浸出水調整池の機能不全の原因究明や建設に係る予算執行等の意思形成過程につままして、専門家から成る外部調査委員会で調査を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、第3水槽の安全性を検証するとともに、浸出水調整池の機能回復のため、その他の水槽につまましては早期に工事を実施いたします。このための費用につまましては、受益者である関係の11市町村と協議を行ってまいります。また、浸出水調整池建設の設計、施工、施工監理を行った業者に対し法的責任が追及できる場合には、費用負担を求めるよう公社を指導してまいりたいと考えております。また、このような対策とあわせて、梅雨や台風シーズンを迎えますことから、こうした緊急の対応につまましても早急に検討してまいります。

最後に、情報公開についてであります。今後実施します環境調査の結果等につまましては、速やかに公表してまいります。

私からの説明は以上であります。今後、県がリーダーシップを発揮し、許可権者である宮崎市、関係市町村、公社等と十分連携をとりながら、それぞれの役割分担を明確にして取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○宮原委員長 それではまず、私のほうから、これまでの委員会を踏まえ、ただいま説明のありました基本方針について、幾つかまとめてお伺いしたいと思います。

まず、説明にありましたが、周辺地域の環境調査における行政立ち会いとはどのようなものなのか、お聞かせください。

次に、外部調査委員会はどのようなものと考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、梅雨や台風に対する緊急な対応策とはどのようなことを考えておられるのか、この3点についてお伺いをいたします。

○東国原知事 お答えいたします。

まず、周辺地域における行政立ち会いの件でございますが、地元住民の皆様の不安を解消するため、公社が公害防止協定に基づいて行う調査に、飲用井戸の調査等も含めて、県や宮崎市の職員が立ち会うこととしております。

2番目の質問の、外部調査委員会の内容についてでございます。外部調査委員会は、弁護士を初め土木工学や環境工学等の専門家を委員として構成する予定にしており、浸出水調整池の機能不全の原因や責任の所在などを調査することとしております。

3番目の、梅雨や台風に対する緊急な対応策とはどういうことかという御質問でございますが、第3水槽の安全性の検証を行うとともに、浸出水調整池への浸出水の流入量を減少させることにより第3水槽の機能を維持するため、最終処分場の埋め立てに使用していない区画をブルーシートで覆って雨水として排出する方法などの対策を考えておりますが、梅雨や台風に対する緊急的な対策を早急に検討いたしたいと考えております。

○宮原委員長 それでは、委員の皆さん、質疑はありませんか。

○長友委員 今、知事が、今後の対策について基本方針を出されましたので、地域住民の不安解消につながっていくのではないかという感じを受けました。事実、既に浸出水調整池を使って浸出水が漏れたという現象がありますので、ぜひともそのあたりの調査はしっかりやってもらいたい。行政立ち入りの検査ということがありますけれども、できればこれに議会のほうも立ち合わせていただきたいと思いますし、また、地域住民の代表も立ち会ったほうがいいんじゃないかと思いますので、それについてはどうお考えか、お尋ねしたいと思います。

○東国原知事 重要な御指摘だと思います。住民の皆様、そして議会の皆様の立ち会いはやぶさかではないと思いますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

○長友委員 住民の皆様の今のお気持ちは——正確な情報公開がなされていないんです。公社側からの謝罪というかおわびはあっているんですけども、なかなか実態が伝わっていない。特に直近の3集落（浦田地区、上畑地区、下畑地区）でも詳しい状況はわかっていないということでございます。4点目に、調査結果等については速やかに公表するということがありますけれども、この辺の公開もしっかり伝わるようをお願いしたいと思います。

もうやがて梅雨の時期に入ってます。今、心配していただきましたように、大変な雨量があったために、第1、2水槽等も使わざるを得なかったということでもございましたので、この対策につきましては万全を期していただきたい。

それと、前回の委員会でも出ましたが、浸出

水を集める水路のマンホール等をコンクリート固めをしています。調査をしたりいろんなことをするためのマンホールだと思うんです。それは元来すべきではないことであろうと思うので、その辺の改善もひっくるめてお願いしたいと思います。技術的な方になるかもしれませんが、その辺はどうお考えでしょうか。

○東国原知事 御指摘のとおりだと思います。今回、住民の皆さんが不安や不信を持ったのは、情報公開がおくれた、後から後から新事実が出てきたと。公社の組織的な不備ということもあつたんでしょうが、それにしても情報公開が後手後手に回った感は否めないと思います。その点、住民あるいは議会、県民の皆様に余計な不信感、不満感を与えたことは、本当に申しわけなかったとっております。今後、組織の体制、体質も含めて見直していかなきゃいけないとっております。

それと、一番重要なのは、県民あるいは地域住民の皆さんに直接被害を与えないことが重要でございます。梅雨、台風時期、あるいはいつ来るかもわからない地震等ですね。とにかくこの台風時期を乗り越えなきゃいけない。そのためには補強工事も含めて十分な応急処置をしなければいけない。そういったものは指示させていただいておりますので、その辺は万全を期して、皆さんの安全を確保するようにしたいと思います。とりあえずは、この台風シーズンを乗り越えるための補強工事をやって、本格工事を台風シーズンが終わった後にするのかどうか、その辺も綿密に検討していきたいとっております。

○長友委員 安全性の確保が最優先ということでもありますので、応急的な処置と同時に、外部調査委員会等も入るようでもありますので、抜本

的な安全対策はぜひ慎重にお願いしたい。

それと同時に、県は、環境行政のつかさとして、特に知事はつかさとして、県民の安全と生命を守るという役目がございます。県としても今回、このような方針を出していただきましたが、リーダーシップを取って、お願いしたい。

それから公社は、当事者として責任をしっかり受けとめて全力を尽くしてやっていただきたい。公社の理事会がこの問題を受けて何回開かれたのか。理事会としてこういう重要な事態に対してどう対処しているのか見えないので、その辺は理事会にお願いしたいと思います。

市は、設置許認可権者として、本来ならば業務停止命令なり業務改善命令を出してしかるべき問題だと思うんです。いろんな話し合いの場で連携をとられることがあるかもしれませんが、機会があればその辺についてお願いをしていきたいと思います。私のほうからは以上です。

○外山委員 この基本方針を見ますと、環境調査を早急に実施すると書いてあります。ということは、県が責任を持ってやるというふうにとらえるんですが、先ほど知事の説明ですと、公社に調査をしてもらって県と市が立ち会うということであったような気がするんですが、そのところはどういうふう理解したらいいんですか。

○東国原知事 説明のとおり、公社に検査していただいて、そこに行政、市と県の職員が立ち会う。そして、長友委員から御指摘のあったように、そこには、議会あるいは住民の方たちのリクエストがあれば前向きで検討させていただきたい。

○外山委員 もう一点確認したいんですが、きょう以前、宮崎市とこの件について協議をされま

したか。

○東国原知事 環境調査についての協議はしております。

○外山委員 今後の立会調査以前に、原因究明、責任所在を含めた――市と県の立場は非常に微妙だろうと思うんです。向こうは許認可権がある。そこあたり相当突っ込んだ協議をしていかないと、今後の対策の立て方も、責任の所在が明確になってこないと感じますから、ぜひ市とは積極的にその辺の協議をお願いしておきたいと思います。

○坂口委員 配付された資料の2番目の最初の丸、原因究明のために設計、施工、施工監理の3段階について調査となっているんですけど、これまでの委員会の中でも、適地だったのかどうかというところから大きい疑問で、説明がまだなされていないんです。基本構想から基本計画、施設の配置構想から実施配置計画の意思決定に至るまで、どういう協議がなされて、どういう発言があつてそこに決まったのか。なぜあのような危険な場所につくったのかというところに至る調査、これが入り口だと思うんです。それらを踏まえて最終的に実施設計書がつくられていって、どう施工監理がされながら完成して、完成品をどう検査して引き受けたのかということの一つ一つ、これを計画したときから完成してオープンしたときまでのあらゆる意思決定を検証しなければ、この3段階では、結果的にはあやふや。極めて疑わしいけれども、それとは言えないという結論しか出ないと思うんです。だから、これではだめだと思うんです。

特に、県あるいは市が持っている公共土木に関する施工監理基準とか規格値、マニュアル、要綱というものは、法律としてぴしっと裏づけされたものですから、これを基本にどういう施

工がなされたんだということを検証しないと、これでは結論は灰色、グレーゾーンまでしか詰めることはできないと思うんです。これは、そうやるということをやひここで知事に約束してほしいです。

○東国原知事 重要な指摘だと思います。原因究明というところはそこまで掘り下げなきゃいけないかなと思っておりますので、公社の資料等々はどうなっているか、残っているかどうかわかりませんが、恐らく残っていると思いますので、その辺はできる限り調査をして、原因究明と責任所在は徹底してやらなければいけない、そして随時情報公開していかなくちゃいけないと思っております。

○坂口委員 それから3番目の丸、調整池建設に係る設計、施工、施工監理業者の法的責任が追及できる場合は費用負担を求める。これは、費用負担を求めようとしているところ、法的責任を追及しようとしているのは、いずれも業者だけなんです。しかもその法的責任の範囲も費用負担だけなんです。ところが、責任というのはどこにどういう形で今後出てくるかわからない。団体か個人かもわからない。これらはひとしくテーブルにのっけるべきだと思うんです。法的責任を追及できることがはっきり判断できるということは、業務上過失があったとか、故意だったとか、未必の故意だったということが客観的に立証されなければ追及できないです。そうなると、費用だけ負担してくださいでは事足りなくなると思うんです。あらゆる法的措置を考えてやらないと、県民は納得しない結論に至らざるを得ない。業者だけから金いただきます、ほかは問わないんですということでは、これはちょっと問題が大き過ぎやしないかということです。ここらのところについて考え方を基

本から変えられる考えはないかどうか、知事に伺います。

○東国原知事 外部調査委員会というのは、法律の専門家の弁護士、土木工学、環境工学の方たち、専門の方たちに客観的な視点で徹底的にやっていただきたいということはお願いします。何せ外部調査委員会の調査を信用してやるしかないのかなと思っております。信用するということは、お任せということではなくて、一つ一つチェックしていかなくちゃいけないし、徹底的にやっていただけるかどうかというのは、我々行政も、議会、県民の皆さんもチェックしていかなくちゃいけないと思っております。

○坂口委員 そこで、これは法的に過失がありました。業務上当然気づくべき、あるいはここで指摘を聞いておって、設計変更すべき、将来はこうなることは技術者なら当然わかっていて、あえてそれをやらなかったという極めて故意に近いものがありましたとなったときに、だから、あなたは法的に弁償する必要が出ますとなるわけでしょう。そのときに、それに伴う違法性を問う他の法的措置の請求、お金だけ弁償すればいいというものじゃないと思うんです。だから、外部調査委員会に弁護士を入れられれば、告発まで含めて、すべての法的措置を考えてくれという調査のあり方でないと、最終的に出した結論を県民は納得しないし、あの施設はオープンできないと思うんです。地元の憤りを解消していただくためには、今回、そこまでびしっとやらなくちゃだめだと。だから、そこはもう一步踏み込んで、知事に再考を促したいんですけど、どうですか。

○東国原知事 私は、このことが上がってきた時点から、徹底的に調査、原因究明はしようと思っております。それが地域の住民の方、県民あ

るいは議会の皆さんに対する誠意だと思っています。これは役割だと思っていますから、徹底的にやらせていただきます。これが大前提です。

今、坂口委員がおっしゃったのは仮定としての話なので、仮定としての話に対してはお答えできないんですけれども、法律家を入れるということは、あらゆる視点に立って調査、チェック体制を強化してくれということですので、そういうふうに御理解いただければと思います。

○坂口委員 仮定の話と言われると、費用負担も仮定の話なんです。それと、仮定の話と言われると、結論を出す前にもう一回議会と相談する必要がありますから、それはそれでこちらは受けておきます。相談をしていただきたい。

もう一つは、宮崎市と県の立ち会い。両方とも信用をなくしてますよね。特に宮崎市は、この前、自分の指導監督、あるいは権限行使のために検査に立ち入りました。必要な検査をやって、必要な判断をされると思うんです。ところが、何のアクションもない。だから、宮崎市の検査結果なり検査技術のあり方、そのグレードに心配を持たれて、改めてすべてを専門家に任せてもう一度やり直すということだと思うんです。本来なら必要ない部分が随分なきゃおかしいんです。監督指導機関が入って検査したんですから、「その結果を見て判断します」で本当はいい。でも、それではだめだということで改めて専門家を入れる、これは正しい判断だと思っています。何を市が説明しようと、宮崎市にはかなりの疑問を持たざるを得ない。市は信用をなくしたのは確かだと思うんです。

そこで、これまでの3回の委員会の中で、調査に係る質問がかなり委員から出ました。あそこどうだったの、本当に漏水なかったの、汚染ないのと。それに対してまだ報告もない。だから、

今まで出たもので既に判明できているはずの土壤汚染とか、ボーリング検査も必要じゃないとか、かなり指摘されているんです。広い意味での環境汚染に係る検査ですね。委員会での指摘とか要望を受けて、アクションというのは県はこれまでどうとられてきたんですか。これは後で知事をお願いすることにかかわるものですから、部長にそこらを伺います。

○高柳環境森林部長 過去3回の委員会においていろいろ御意見、御提言をいただいています。漏れたということで、特に重金属については地中にまざって、雨が降ってそれを通して流れるということでございましたので、今回、地点を決めて土壤調査もあわせて行うことにいたしております。

○坂口委員 そうじゃないんですよ。市は既に必要な検査をやったわけでしょう。県の行政の範囲にない、宮崎市は中核市ですから検査は宮崎市に移行されてますよね。そういった調査をやってくれという要望がたくさん今まで出たわけでしょう。それを受けてじっと待って受け身の形。これもようやく今考えられたもので、ここに至ることはその時点ではわかっていなかったわけですよ。専門家を頼んで調査する。そしたら県としても何らかのアクション、市にこういう検査をやりなさいという指導を既にやっておられるのかどうか。それもやっていないじゃ、県の温度は極めてぬるいと思わざるを得ないんです。

○高柳環境森林部長 今の点につきましては、4月28日に市の担当課に対しまして、こういう事実が明らかになりましたので調査をしてほしいと。今、坂口委員がおっしゃいましたように、保健所業務については中核市の宮崎市の管轄になっております。宮崎市以外は県の保健所でや

りますけれども。それと、5月1日に、環境主管課のほうに私どもの環境管理課長のほうから調査の要請をいたしております。

○坂口委員 では、この調査委員会より早く調査結果が出ると思うんですけど、その結果は今、どういう状況に来ているんですか。

○高柳環境森林部長 現時点ではまだいただいておりません。

○坂口委員 それはいつごろいただけることになっているんですか。そう時間がかかる作業じゃないと思うんです。ボーリングやって、それを専門機関に分析依頼する。だから、スケジュール的には何日ごろに返事するというものがあると思うんです。

○高柳環境森林部長 今の点につきましては、私どもも速やかに対応していただきたいということで重ねて申し上げておるんですが、そこについての判断がまだいただいておりませんでしたので、昨日、基本方針についての知事の考えも、一両日中に基本方針を固めるということでございましたので、改めて市のほうに要請をいたしました。

○坂口委員 僕は、市はそれを検査する気はないというふうに聞いているんです。これは公式じゃありません。ただし、かなり確信が持てることなんですけど、市はそういう調査はやらないという考えだと聞いているんです。

そこで、そういう状況の中で外部に委託しても、市の協力がなければことごとく進まないんです。ここが出すものは何ら法的拘束力も持たないんです。そうなると、この方針は、この組織を外部にお願いしますじゃなくて、公社中心で、公社の力を補強してあげてやらせますという考えですよ。それでは、なぜこれを立ち上げたときに副知事が理事長になっていたのか。

それは市町村の連絡調整もあるでしょうが、おまえとこは何ぼ出せとか、こういう方針で行くんだという強力なリーダーシップが必要なときもあるでしょう。それは県のトップにしかできないということです。つくるときでさえそれだけ難しかったものを、これだけの難しいものを整理するのに……。今回は、この代表には知事自身がおさまるか、それだけの権限を持たせて副知事がヘッドに立ってこの組織を立ち上げないと機能しないと思うんです。今言われたのは、平たく言えば市は逃げているんです。市がやらなければならないことをやっていないから、こんなにもたもたもたもた。本当は市がこのことは既にやってなきゃだめなことなんです。だから、市をどうやって抱き込むか。これは市が積極的にここに加わってきて責任を果たそうとする意志を持つか持たないかで、成功するかしないか分かります。そのためには、市がどうしてもこの方針についていかにざるを得ないような布陣をしかないと、絵にかいたもちに終わると思うんです。そういう懸念を大きく持っているんです。部長、率直に答えてほしいんですけど、外部委託でそういう心配は全くありませんか。

○高柳環境森林部長 今回の件につきましては、今おっしゃいましたように、知事がリーダーシップをとって、まず住民の不安解消と、早急にやらなきゃいかん対策を強力に進めていく、これは大前提だと思っています。しかし、知事がリーダーシップを発揮するから市町村がお任せでいいということは、決してあっちゃいけない。特に宮崎市については、廃棄物処理施設の許可権者でありますので、その立場を十分認識していただきたい。市町村も知事のリーダーシップのもとにそれぞれの対応をぴしっととることが、地域住民、県民の不安を解消することにつなが

と思っていますので、今おっしゃったようなことを踏まえて外部組織等についても考えておるところでございます。

○坂口委員 最低、副知事が代表にならなければだめだと思うんです。なぜ理事長が副知事からOBにかわったのかもわからないんですけど、とにかく、どうやればみんながついてくるかということです。ある程度強制力を持たないと、同じテーブルにつかないですよ。まだ一回も理事会も開いていないでしょう。こんな大問題を起こしながら公社の理事会が運営できないんです。現況ではそれだけのリーダーシップしかとれないんです。そこにこういったものをやらせたって、とてもできないです。宮崎市を引っ張り出せるかどうかということ。

それからもう一点、これは今のとあわせて知事の考え方をお聞かせいただきたいんですが、緊急性があるということでの今回の取り組みは評価するんですけど、一刻も早くとなると、今のような状況の中で11の関係市町村と協議を重ねながら費用を確保しようとしたって、限界があると思うんです。これは議会の考え方も必要でしょうけど、例えば、思い切って県が債務保証なりをやって、まず必要な金を公社に整えさせる。法的なものを詰めていって、出すべき者にはどんな措置を講じてでも出させる。そして最終的に県は応分の負担しかやらない。応分の負担というのは、こういった不都合に対しての原因者がいる負担は原因者負担。それから耐震補強を言われているけど、その時点の設計で想定していなくて、今の時代が要請しだした新たな今後の投資、これは新たな投資ですから、それについては県、市町村関係者が応分の負担をするという仕分け方をして、とりあえずは何が何だかわからんけど変なことになっちゃったよ

という部分の改修の金は、債務保証かなんかをやって債務負担をだれかに起こさせて、それを県が強力なリーダーシップで、最終的には、おまえのところは何ぼこれは責任があるぞということで、責任の範囲内での支出にしないと事は進まないと思うんですけど、そのところの腹決めはどんなですか、知事。

○東国原知事 とりあえずは、公社がどこからお金を借りて工事をしないといけないと思います。その後に原因究明と責任所在を同時に調査します。それで応分の負担をお願いするということです。大体のイメージはでき上がっております。

外部調査委員会の長をだれにするかは、非常に重要な問題だと思います。連絡調整会議の長は副知事がやります。県の対策本部長は私がやります。外部調査委員会は委員長ということです。三権分立ではないですけども、3つがというような対策を考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

○長友委員 関連ですけど、この前の委員会でも出たのは、当事者が調査をするのでは信用できないということで、調査も外部の専門家を入れてという話でありました。それをやっていただかないといかんだらうと。漏水箇所はわかっているんで、その周辺をボーリングすることになってくると思います。ぜひとも公平性、透明性が貫かれるような調査のメンバーにしていきたいと思います。

○宮原委員長 委員の皆様、ほかに質疑はありませんか。

委員の皆様ではないようですが、委員外議員の皆様で質疑がある方は、参考人も招致しておりますので、簡潔にお願いしたいと思います。

○権藤議員 先ほど知事の説明の中で、井戸水

等についてはお話がありました。これは立地のときから検討したことだろうと思いますが、今回、このような調整池の機能不全の中で、宮崎市の飲料水の取水口が近いわけであります。これは当然立地のときから検討されていると思うんですが、一般論として、そういう不安は持たなくていいのかどうかという点についてはいかがでしょうか。

○東国原知事 環境調査をやりますので、その結果を参考にさせていただきたいと思っております。現時点では、通常環境調査では異常はないという報告を受けております。ただ、これは地域の環境あるいは農林、商工等々もかかわってくる問題なので、それらと連携して連絡調整会議を立ち上げて徹底的に調査したいと思っております。

○権藤議員 私が「立地のときから」と申し上げたのは、取水口との関係は、水系もかなり離れていて、立地のときからかなり安全と見てあそこを選んだんじゃないか。だから、現在のそのような状況が起きても、一般論として、市民全部が不安を感じるようなことはないんでしょうねと、立地当時そこを適地と判断した部分についての御説明があれば、かなりの市民は不安を持たないんです。

○東国原知事 そこは現時点では問題ないというような報告ですが、先ほど坂口委員がおっしゃったように、立地条件等々の基本に立ち返って調査をするというのも我々の責務かと思っておりますので、その辺はきちんと調査したいと思っております。

○権藤議員 時間の関係で駆け足で行きますが、19年3月28日の理事会、それからことし3月の理事会は、16名中6名の正式メンバーが出席しているということです。もう一つは、6ペー

ジの議事録でいきますと、台風災害の塩対策の費用が2億円云々と。それから後ろのほうでは、今回の問題になっている、14ページの議案第4号、調整池の機能不全の報告もされているわけですが、こういったこと等について、理事会が16名中6名の正式メンバーの出席、そして事業者としての理事長の熱意とか、問題意識の理事に対する訴え方にも問題があったのかもしれない。ただ、形骸化した理事会等で処理をされるということは、代理も出ていないということ等含めて、理事会のあり方も今後もっと慎重にやってもらわないと。先般も私、申し上げたんですが、つくるまでは、何百項目提示されて、それを全部やりますという形で三拝九拝した。できてしまったら、気が抜けてこういう事件が起きてしまう。これは非常によくない。いいと言う人はだれもおらんでしょうけれども。そういう意味から、今後、理事会のあり方等についても、問題の深刻さを受けとめた、肩書だけではなくて、実際に議論したり真剣に物を考えていけるという立場で理事の……。

○宮原委員長 権藤委員、今回、エコクリーンプラザみやざき問題の対応についての基本方針という点で知事をお呼びしておりますので、詳細につきましては、この後、部長も残っていただきます。参考人として公社も呼んでおりますので……。

○権藤議員 結論を言わせてください。

そういうことですから、責任も知事あるいは副知事という話もありましたので、こういうものも形骸化しないようにしてもらわないと、宮崎市に籍を置く我々議員としても、あの地域の人たちから信用失墜していることを御認識いただきたい。こういうことを申し上げます。以上です。

○宮原委員長 丸山議員、簡潔にお願いします。

○丸山議員 外部調査委員会の件についてお願いします。先ほど弁護士、土木工学会等の方を選ぶということですが、梅雨が迫ってきておりますので、恐らく人選に入っているんじゃないかと思えます。どういった基準で選ばれようとしていて、案が決まっているのであれば、教えていただければありがたいんですが。

○高柳環境森林部長 人選につきましては、それぞれ検討はいたしておりますが、現時点ではまだ決定しておりません。

○丸山議員 いつまでに立ち上げる予定でしょうか、教えてください。

○高柳環境森林部長 できるだけ早急に立ち上げたいと思っております。現時点では、特に土木工学関係等につきましては、専門家の方がある程度限定をされておるようでございます。いろいろ調べておりますけれども、早急に対応していきたいと思っております。

○宮原委員長 委員外議員の皆様に申し上げます。今後、部長は残っていただき、また公社に参考人で入っていただきます。今あったようなことも含めて今後調査をさせていただきたいと思っておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

最後に、調査結果等につきましては、速やかに公表されるということですので、くれぐれもこれまでのようなことがないように、議会への報告及び相談をお願いいたします。

それでは、以上をもって質疑を終了いたします。

知事には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時55分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りいたします。

宮崎市の津江氏から、参考人及び執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、先着10名に限り許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、傍聴人の入室を認めることといたします。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

執行部及び参考人の皆様には、お待ちいただき、申しわけありませんでした。

それでは、執行部及び参考人から説明を求めたいと思っております。

なお、委員の質疑は、執行部及び参考人の説明が終了した後をお願いいたします。

まず、執行部から説明をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 エコクリーンプラザみやざき浸出水調整池の問題につきましては、先ほど知事が申しあげました4つの基本方針に基づき、県がリーダーシップを発揮して全力で解決に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも、委員の皆様の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

なお、本日は、御指示がございました資料等について提出させていただいておりますので、

環境対策推進課長から御説明を申し上げます。

○道久環境対策推進課長 それでは、本日提出しました資料につきまして御説明させていただきます。

今回は2分冊になっております。ページ数が517ページということで大量のページになりましたものですから、2分冊にさせていただいていることを御了承いただきたいと思っております。

「1/2」と書いてございますのが1冊目でございます。この表紙をめくっていただきたいと思っております。公社組織関係、エコクリーンプラザみやざき建設関連、焼却溶融施設関連、浸出水調整池関連、「浸出水処理の経過と過去における漏水の発生について」関連、公社浸出水調整池関連決定経緯についての関連、「浸出水調整池の変状原因について」関連ということで分けております。

もう一枚おめくりいただきまして、「エコクリーンプラザみやざき関連資料提出状況」については、提出状況を記載しております。1番目は、4月25日に資料要求のございました資料のうち、前回の5月7日の委員会で未提出のうち、今回、提出しておりますのが2つの資料でございます。上のほうの「浸出水調整池」関連につきましては、5月7日の段階ではコンターの入った平面図は提出しておりましたが、下線が引いてございます「簡単な縦断と横断、当時の計画線が入ったもの」は未提出でございました。今回、2/2の325ページ以降に提出しております。同様に、「浸出水調整池の変状原因について」関連で、安全性より経済性が優先された理由等につきましても、2/2の516ページに記載しております。

それから大きな2番、今回も未提出の資料でございます。4月25日に資料要求のございま

した3点につきましては、前回は提出できませんでした。いろいろ調べていただいたんですが、確認できていないということで、今回も提出できませんでした。その下にございます、5月7日の要求資料のうち2点、「浸出水調整池」関連で、「業者からの提案があつたにもかかわらず、この計画でよしと判断したのはだれか」といった問題と、「浸出水処理の経過と過去における漏水の発生について」関連で、「どこからどこに報告され、どこが最終判断をしたのか」という点につきましても、確認ができていないということで未提出になっております。申しわけございませんけれども、こちらのほうにつきましては、今後、鋭意確認を急ぎたいと思っております。

なお、今回の資料につきましては、すべて公社のほうで作成いたしておりますので、資料の内容につきましては、私のほうからは報告すべき事項はございません。私からは以上でございます。

○宮原委員長 引き続き、参考人として出席いただきました、財団法人宮崎県環境整備公社田中理事長より説明をお願いいたします。

○田中理事長 前回、5月7日に引き続き2回目の参考人招致ということで、このような機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

前回の委員会で資料の提出あるいは報告を求められました事項につきまして、現段階で可能な限りまとめてお手元に差し上げております。事務局長から御説明を申し上げます。

○大脇事務局長 提出資料につきまして御説明をいたします。

1ページをお開きください。公社組織関係ということで、設計当時からの理事長、副理事長、常務理事及び事務局幹部職員ということであり

ました。2ページと3ページに一覧にしております。

4ページをお開きください。今までの理事会の議事録（この件に関するもの）ということで、2回分提出しております。浸出水処理関係については平成19年3月28日、調整池の補強工事につきましては20年3月27日ということです。印がついていないのでわかりにくいんですが、6ページの真ん中、「議案第2号平成18年度予算の補正について」というところで浸出水の処理関係の御説明をしております。それから14ページ、真ん中より少し下のほうですが、議案第4号以下、浸出水調整池の補強工事について御説明をしております。

19ページをお開きください。関係市町村関連ということで、施設に関するほかの市町村の対応はどのようになっているのかということでございますが、先週、5月9日に開催しました市町村主管課長会議や、これまでの意見の主なものを4つ挙げております。①「原因の究明」「責任の追及」を明らかにすること。②負担については、合理的な理由がなく議会の承認は困難であること。③全首長が共通認識できるような具体的な方策で首長を説得してほしいこと。④地元対策協議会の意見を十分反映するよう努力すること等が主なものでございます。

続きまして20ページです。エコクリーンプラザみやざき建設関係ということで、同様のシステムの全国の事例、不具合が起きている事例はあるかということですが、全国の事例として、環境省による「廃棄物処理センター」という大臣指定を受けた法人が、本県も入れまして全国に10法人あります。これらの中で不具合が起きている事例につきましては、現在のところ聞いておりません。

21ページです。日本技術開発における同様のシステムについての実績ということで、資料を2つ提出しております。22ページが、社団法人日本廃棄物コンサルタント協会会員一覧です。一番上が日本技術開発となっております。23ページ以降が日本技術開発の受注実績で、57ページまで添付してあります。

次に、58ページをお開きください。盛り土に係る載荷試験、段階確認等の結果ということで、ページが打ってありますが、10件の報告書や調査結果を提出しております。これが233ページまでございます。

次に、234ページをお開きください。VE工法がなされたかどうかという御質問です。委託の仕様書や計画書を確認しましたが、設計VE方式は実施されておられません。資料として仕様書と計画書を添付いたしております。

2冊目の268ページをお開きください。この施設でゴミ処理をすることについての許可書類ということで、廃棄物処理センター指定から産業廃棄物等の許可関係の一連の書類、許可証等を添付しております。

278ページをお開きください。焼却溶融施設関連ということで、24時間の炉内温度のデータです。データの一覧ですが、19年の実績で、ゴミが乾燥していて燃えやすい2月と、逆にゴミの水分が多くて燃えにくい梅雨の6月の1週間のデータを提出しております。279ページが測定した場所で、太線で囲ってある部分が測定場所です。280ページからが炉の1日の温度を1時間ごとに測定したデータです。上のほうに丸がついてある部分が炉内の温度になります。日にちは右上のほうに書いてあります。2月から運転しておりました炉の温度が記載してあります。

307ページをお開きください。同じく焼却溶融

施設の3台の炉のローテーションの状況ということで、19年度の焼却炉と熔融炉の稼働状況一覧がありますので、これを提出しております。

308ページになります。1号炉、2号炉、3号炉、下のほうが熔融施設1号と2号ということで、線が引いてある部分が稼働していた日、空白の部分は休んでいた日でございます。

次は、310ページをお開きください。(炉内温度を上昇させるために廃プラを投入している場合は)炉への廃プラの投入周期ということですが、プラスチックごみの焼却炉への投入周期につきましては、現在、プラスチックごみを可燃物扱いとしておりますので、一般可燃ごみと同じ取り扱い、同じ袋に入って収集されてきますので、焼却炉への投入も連続投入ということで、一般のごみと一緒に投入をしております。

311ページをお開きください。脱塩施設関係ということで、ビニールごみを焼却に変更したことについて、これが問題ないと判断したのはだれかということでございます。計画段階では埋め立てる予定でありました、資源ごみ以外のプラスチック及びビニール類を燃やせるごみに変更したのは、参画市町村の要請によるものですが、全体のごみの量から見ても少量でありまして、焼却施設の処理能力にも特に影響を与えるものではないというメーカー側の見解をもとに、燃やせるごみに変更したものです。しかしながら、この変更に加えまして、台風14号の大量のごみの処理により塩化物イオン濃度が上昇し脱塩処理能力が低下したもので、これほどの処理能力の低下は予測しておりませんでした。資源ごみ以外のプラスチック及びビニール類を埋め立てごみに変更することは、参画市町村のごみ分別や収集体制の問題で決定した経緯もありまして、再度変更することは困難と思われま

す。脱塩処理対策につきましては、今後、各種の対策を参画市町村や関係機関と検討してまいりたいと考えております。

312ページをお開きください。浸出水調整池関連ということで、調整池の補修について新たな専門業者が加わっているかどうかということですが、第3水槽の補修に当たりましては、新たにケミカルグラウト株式会社が参加しております。313ページ以降にその会社のホームページの写しをつけております。

315ページをお開きください。調整池を盛り土上に設置することとなった経緯ということで、316ページから調整池関係の計画書を提出しております。

321ページをお開きください。調整池自体が使う前から壊れている状況であり、施設使用についてだれが許可したかということですが、浸出水の貯留量が急増する状況の中で、やむを得ず第3水槽以外の水槽を使用したものでありまして、事前に許可を得て使用する状況ではありませんでした。

次に、322ページです。業者からの提案があったにもかかわらず、この計画でよしと判断したのはだれか。現存する書類の中では、意思決定の過程や意思決定を行った書類が見当たりませんので、だれが判断したかということについては、現時点ではわかりません。なお、財団法人宮崎県環境整備公社事務決裁規程によれば、設計図書の変更に関することは技監の特定専決事項となっております。

323ページをお開きください。これは6回の漏水の関係です。公社の措置として、生活環境上の支障が生じ、または生じるおそれがあるときは、直ちに除去または発生を抑止し市へ報告し、市は設置許可者として全部または一部を停止す

ることとなっているが、この事態はそれに当たらないのかということです。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条の2の規定に事故時の措置が定められております。過去の6回の漏水につきましては、同条に定める事故に該当すると判断されますので、同条第1項及び同法第24条の2の規定に基づき、宮崎市長に報告すべきであったと考えております。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の2及び第15条の2の6に定める改善命令等につきましては、宮崎市長の権限となっております。324ページには関係の法律を提出しております。

325ページです。コンターの入った平面図に簡単な縦断と横断、当時の計画線が入ったものということで、326ページからそれぞれ図面を添付しております。

330ページをお開きください。調整池の建設工事の進行記録簿ということです。上のほうの丸は、進行記録簿のかわりに、前回未提出でした1工区の週間工程表を提出しております。それから下のほうの丸は、浸出水調整池の2工区及び浸出水調整池補強工事の工程表です。上のほうの週間工程表が410ページまで、2工区及び補強工事の工程表が411ページになります。

412ページをお開きください。造成工事等に係る施工監理業者はどういった業務を行ったかということでございます。施工監理業務は、工事請負者に対し設計の意図を伝達するほか、工事の品質や安全性の向上を図るため、施工上の技術的な監理及び指導を行う業務となっております。今回の監理委託業務につきましては、監理形態として「非常駐の重点監理方式」ということであります。具体的な例としては、工程管理、現場立会検査、材料検査、出来高検査及び竣工検査などを行うこととなっております。この

委託業務が適正に行われたかどうかにつきましては、今後、検証していくこととしております。資料としては、施工監理業務の仕様書を提出しております。

422ページをお開きください。空気中の環境モニタリング観測関係ということでございましたが、提出資料は、公社で行っております16種類すべてのモニタリング結果を提出しております。

508ページをお開きください。過去の漏水の発生の関係ですが、汚染状況について重点的に調査を行ったかどうかということでございます。漏水が過去6回発生しておりますが、このうち1回だけしか調査を行っておりません。これは平成18年8月6日の漏水に係るもので、次のページにありますとおり、第3水槽の浸出水原水など4カ所で健康項目につきまして水質検査を実施し、有害物質の流出がないことを確認しております。その他につきましては通常のモニタリングの結果のみで周辺環境の状況を確認しております。なお、現在、漏水現場付近の土壤汚染の状況を確認するための調査を行う予定にしております。

510ページをお開きください。漏水発生及び対応について、どこからどこに報告され、どこが最終判断をしたのかということでございます。

1の水張り試験実施時の漏水については、日時は、平成16年10月1日から順次行っておりまして、下にありますとおり、平成16年10月11日、1-1水槽漏水、その下の下ですが、11月4日、1-2水槽漏水がありまして、17年の2月7日、第2水槽漏水ということで、試験時の漏水が確認されておりますが、どこからどこへ報告したかは、書面上確認できておりません。

それから、2の6回のマンホール等からの漏水事故ということで、報告は、(1)は技監まで、

(2)は事務局長まで、(3)は施設運営課長まで、511ページの(4)は理事長まで、(5)は施設運営課長まで、(6)は施設運営課長までということで、6回の漏水のうち理事長まで報告されたのは、(4)の平成18年7月24日の漏水の1回だけであります。これはいずれも宮崎市への報告はなされておりません。

512ページをお開きください。漏水に伴うマンホールの溶接やコンクリート固めにより、今後の管内の観測ができなくなるおそれやガスの発生に伴う対応、再度モニターに反応が出たときの対応について検討されているのかということでございます。浸出水漏水事故後の処置といたしまして、マンホールふたの溶接やコンクリート固めを行ったことは、管理型最終処分場に浸出水を貯留することを優先するため、やむを得ない応急的措置でありまして、今後、マンホールとしての本来の活用を図るため、システムの改善とあわせて、もとどおり復旧させる必要があると考えています。

管内でのガスの発生につきましては、浸出水とともに浸出水調整池に送られた後、備えつけの換気装置で排出されるか、または処分場内の通気管を経由して外部へ排出されるものと考えております。

再度、管理型最終処分場の漏水検知システムに異常があらわれた場合につきましては、マンホールを復旧し使用することや、他の測定方法で調査することなど、異常時にも即応できる対応を検討しなければならないと考えております。

513ページです。5月7日の委員会資料4ページ、これは漏水の発生のところですが。配管の継ぎ手の破損について、破損との記載からは、かなりの圧により破損したと思われるが、パイプライン自体が耐えられるのか、素材や規格など

安全かどうか。配管の材質は口径30センチのポリエチレン管です。今回の破損は、配管の継ぎ手部分に使用している樹脂製継ぎ手によるものでありまして、水頭差(水面の高さの差)が、この場合はマンホールと最終処分場の鋭角の高低差が少ないということなので、水圧による破損ではなく、継ぎ手部分の何らかの不具合によるものであると考えられます。

514ページをお開きください。宮崎県環境整備公社浸出水調整池関連決定経緯ということですが。前回提出しました資料の関係で、調整池基盤における浸出水調整池の基盤についての見解という項目がございましたので、その資料を提出しております。515ページがこの資料になります。

516ページをお開きください。「浸出水調整池の変状原因について」関連ということですが、コスト削減の強い要求が破損の原因であることがうかがえるが、安全性より経済性が優先された理由は。施工業者から予算組みに対しての異論はなかったのか。どのような決定機関を経ての結果かということですが。浸出水調整池の基礎地盤工法につきましては、地盤改良工、くい基礎工、盛り土管理工について比較検討し、盛り土管理工に決定しております。盛り土管理工につきましては、経済的でありまして、慎重な施工を行えば構造物に有害なクラックが生じる沈下が発生する可能性は低いと実施設計時に判断しましたので、この工法を採用しております。浸出水調整池の基礎地盤工事につきましては、管理型最終処分場とあわせて入札しており、平成14年7月30日に実施した入札では1回で落札されております。なお、予算執行につきましては理事長決裁となっております。

517ページです。公社とコンサル会社と施工業者でまとめた文書の関係ですが、発注者からの

コスト縮減に関する強い要請とは、具体的に。その意思是だれからだれに伝わったのか、その記録ということでございますが、現在のところ、公社からコンサルタント会社に対する具体的な協議簿、指示書等は確認できておりません。以上でございます。

○宮原委員長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

○坂口委員 何度も念を押しているんですけど、ここでは本当のことを言ってもらわないと。最後のほうで、継ぎ手は水圧じゃなくて不具合だというきょうの説明です。この前は水圧で壊れたと。前の委員会資料4ページを読んでみらんですか。それに基づくとおかしいからいろんな書類の提出を求めるけど、またそれが変われば……。だから、この委員会ではうそとかはだめですよと言っているじゃないですか。資料4ページにある継ぎ手の破損は、水頭差がないことから——水頭差はありますよ、あんなに高いところから低いところだから。ないにしてもいいけど。ほかの事情で、水圧による破損ではありませんというけど、ここを読んでみらんですか、4ページの※4)、「そこにつながるしゃ水機能モニタリング弁の間の、配管の継ぎ手部分が水圧により破損し漏水した」という説明があったんです。そんなところにそれだけの水圧がかかるのか、それは材料がまずいんじゃないのか。何を使ったんですか、設計上そこに求める規格はどうなっているんですかと質問したら、今度は水圧じゃない、ほかの都合だ。ぐるぐる変わってきて、何ぼやってもだめじゃないですか。必要なものは、書類がない、書類がない。

委員長、もう一度催促してください。ここではうそとかいいかげんなことは持ってくるなど。4回目ですよ、この委員会は臨時ですよ。かな

りな費用も食っているし、労力見てみらんですか、これだけの執行部の手足をとめて。この間住民サービスはとまるんですよ。

○田中理事長 私どもとしては、持っている資料を出さないということはありません。知識が少し不足している面があって食い違いが起きていることについては、本当に申しわけないと思いますし、整理したいと思いますが、その他の資料の提出とか、ここで見当たりませんというのは、今の段階で幾ら探しても見当たらないものです。相当労力をかけて、日曜、夜も含めて探しております。それでもそういった資料が見当たらないものですから、提出できないというのが実態でございます。

○宮原委員長 先ほど坂口委員のほうから、前回もらった資料と今回の資料との食い違いという点もあります。やはり、こういった食い違いが県民の不信を招くし、信頼を失いますので、どちらが正しいかを含めて、次のときにはちゃんと説明ができる形で資料の提出をお願いしますか。

○田中理事長 私どもスタッフは資料づくりに相当追われています。一つ一つのこともちろん検討したんですけれども、短時間でやっておりますので。今、委員長がおっしゃったことについては十分気をつけて、そごを来さないようもう少し丹念に調べて御提出を申し上げたいと思います。

○長友委員 資料が見当たらないということになれば、当時の職員までさかのぼって参考人として来てもらわなくちゃいけないということにもなりかねないわけです。そこまでなれば大変なことになってくるでしょうから、できる限りよく調べていただきたいと思います。

311ページの脱塩施設関係です。現在、脱塩施

設の処理能力が非常に低下をしているということでもあります。今後、脱塩処理対策については、各種の対策を参画市町村及び関係機関と検討してまいりたいということではありますが、現在の施設を修理して能力を満たすようになるのか、それとも別な方策を考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○田中理事長 塩対策については、過去、4案ぐらい検討いたしました。今のシステムの中で、例えば、プラ等について、埋め立てに代えて塩取りを減らすという対策につきましては、分別方法とかいろんな過程で市町村と協議してまいりました。1週間前に課長会議を開催したものですから、そのときもこういった方式を提案いたしました。現段階では、収集方法そのものを変えていくということで、かなり困難という意見が強うございました。

まず、塩対策の原因として、一つは、埋め立てから燃えるということ。もう一つは、平成17年の台風14号の災害ごみを上げています。災害ごみについても、いつまで、どの程度影響があるのかということをもう少し分析する必要があると思っています。しかし、私どもとしては、その2つだけが原因ではなくて、ダイオキシンがふえている傾向を見れば、燃やせるごみの質、量など根本的な問題があるのではないかと。我々が検討した案では、下水道に管を接続して放流する。もう一つは、脱塩処理設備そのものを更新する。今、私が申し上げました公社の2つの案は、いずれも10数億円という試算になっておりますので、とても公社自体ではできません。公社は案の検討はしますが、参画市町村、県も含めて全体でどうするか検討していただかないと無理なのかなと考えております。

○長友委員 ということは、まだ結論は出てい

ないと、ただ、今後いろんな検討を加えながら、いずれ改善をしなくちゃならないという状況でしょうか。

○田中理事長 正確なことまで言いますと、結論が出せないということだと思います。要するに、参画10市町村があり、県がありまして、しかもそういう手当てを打てばお金が要ります。公社自体にお金があれば、ある程度了解をいただいて進められます。検討の段階までは一緒に検討できますが、見通しを立てるとなれば、公社だけでは無理なのかなというのが本音でございます。

○長友委員 台風ごみにしましても、あその状況はどうなっているんですか。今、ブルーシートをかけてありますけれども、浸出水として出さない限りは濃度は減らないわけでありまして、かなり大変なものが蓄積されたままとなってくるわけですね。だから、能力がない。それをタンクローリーで運んでいるということですが、これもこの前のお話では年間4,000万円近くかかるわけです。10年続ければ4億というお金になっていくし、20年続ければ8億というお金になっていくわけです。いずれにしろこれは解決していかなくちゃいけないと思います。外部調査委員会の調査等も行われると思いますので、その中で結論が出れば、抜本的な解決の方向に向かって努力をしてもらいたいと思います。

○田中理事長 またことし梅雨、台風を迎えるということになりまして、今、能力が1万3,000トンしかありませんので、塩対策を抱えながら、そのキャパの1万3,000トンで乗り切れるのかという心配が実はあります。昨年度も一昨年度もその心配があったわけです。それで、我々としては、1万3,000トンで何としても対応できる代替策、その代替策は本来のシステムから言えば

変わった対策ですけれども、一つは、管理型処分場A B C D 4区画ありますが、大まかに言いますとその2画はまだ埋め立てておりませんので、そのまま雨水で排除できます。残りの2区画を埋め立てておりますが、1区画は埋め立てておりますのでブルーシートはかぶせられない。残りはシートをかぶせられますので、管理型処分場に降る4分の1、4分の3は雨水で排除できます。そうすると、調整池の4分の1と変な意味で符合するということがあると思います。一つは、公共下水道に相当搬出しておりますので、そういう搬出で第3の容量を満たす必要があると考えています。今、第3水槽は1万3,000トンですけど、6,000トンをめどに調整していこうと、現在、第3調整池の貯留量は900トンですから、ことしの梅雨と台風を乗り切るために、今から600トンに調整してブルーシートとタンクローリーで乗り切っていくと。しかし、物すごい雨が降ったらどうするんだという話になると、最終的には最終処分場に内部貯留する以外にないと思います。

○長友委員 最終処分場に水を貯留する、確かに池的な構造にはなっておると思うんですけど、何らかのことでそこがあふれるとか壊れるとなってくると、ちょっと厳しいかなと思います。

○田中理事長 私の説明がまずかったんじゃないかと思います。極端な例を申し上げましたから、御説明しないほうがよかったんだろうと思います。

平成17年に3日間で600ミリを超える大雨になりましたけど、それぐらいの雨を想定しても、内部貯留までは必要ないと考えております。

○外山委員 確認をしたいと思います。今まで説明があったかもわかりません。塩化物イオン濃度の問題で議論しておりますが、漏水の問題

はこっちに置いておいて、そのほかにいろんな有害物質がありますよね、その処理については別に問題はなかったんですか。

○田中理事長 浸出水を処理施設で処理していますが、浸出水原水と処理した後の処理水の水質につきましては常に観測しておりますので、場外に運ぶ浸出水の水質には問題がないと思っております。

○外山委員 ということは、塩化物イオンの処理対策を重点的に考えていくということですよ。話は前に戻りますが、貯水池にためて、これをポンプアップして浄化して流していくということですね。浄化施設設備というのは具体的にはどんな処理の形になっているんですか。

○入船主幹 浸出水の水処理施設というのがございまして、こちらでポンプアップした水を処理いたします。処理の種類としては、凝集沈殿処理、生物処理、凝集膜ろ過処理設備で処理をする構造になっております。

○外山委員 ということは、この施設の処理の仕方は、今、幾つか言われたけど、それを全部複合的にやる施設になっておるといいますか。

○入船主幹 そのとおりです。ある程度高濃度の浸出水が出て処理できる能力になっております。

○外山委員 ここで処理できないというのは、ある量を超えると、その処理能力を超えてしまうということですか。

○田中理事長 脱塩以外の処理については可能です。問題は、処理水については、脱塩を含めて当初の計画は1日205トン処理できるという計画でした。ただ、塩素イオン濃度が高いために、極端に言えば、塩素イオンの脱塩処理ができないために処理能力が落ちると。ほかのところは

処理できるということですが。

○**外山委員** そうしますと、気になるのは、宮崎市の終末処理場に持って行って処理しておると。多分、この処理の方法は基本的には同じ方法だと思うんです。こういう量を持って行って、宮崎市の処理場のほうは大丈夫なんですか。

○**野崎参事** 宮崎処理場の受け入れについて御説明いたします。宮崎市の下水道担当課との協議の中では、まず、排水についての水質の守るべきこととして下水道排除基準を設けております。下水道施設が受け入れる法的なものとして下水道法と下水道条例がありまして、その中で水質を定めております。中身は、有機系及び無機系の基準ということで、それに従わないと受け入れられませんということになっております。もう一つが、塩素イオン濃度をある基準以下で持ってきていただきたいということです。これは、下水道で微生物の処理を行っておりますので、それに阻害のないように一定の基準で持ってきていただきたい。大きく分けて2つの条件がございます、いずれも根拠となる法令的な計量証明なりを提出していただきたいということで、現在はそれに適合するような内容で持って行っております。

○**外山委員** それはそうでしょうか。受け入れるからにはね。私が気になるのは、これから量がふえていったときに、市のほうは大丈夫なのかということです。

○**野崎参事** 量についても宮崎市では基準がございます、宮崎処理場では現在、1日7万5,000トンの下水が入ってくるわけですが、その量の換算から検討いたしまして、1日180トンという制限を受けております。180トンの根拠というのは、一つは微生物活動に阻害しないという算定があったと聞いております。

○**外山委員** 毎日持って行っていった量は何トンだったんですか。

○**田中理事長** トータルですが、18年度が2万2,027トン、19年度が2万8,755トン、現在は渇水期に入っていますので全く排出しておりません。私に来てから、ピークのときは10トンのタンクローリーで1日15台運んでおりました。したがって、150トン。

○**外山委員** 今、課長のほうから説明があったのは、7万トンというのは宮崎処理場の1日の処理能力ですか。

○**野崎参事** 1日当たり7万5,000トンが、本来、市の下水道の流入量になります。

○**外山委員** ということは、今、理事長のほうから説明があった量から言うと、7万トンの中では微々たるというか非常に少ない量ですね。今後の検討としては、市の公共下水にこれを流していくというのも一つの選択肢ではあるかなと感じたんですが、どうでしょうか。

○**田中理事長** 先ほど塩対策で4案ぐらい検討したと申し上げましたが、一つは、下水道管への接続であります。今、タンクローリーで接続しておるのを管で接続することを考えております。もう一つは、脱塩処理設備そのものを増強することを考えております。所定の基準を満たせば、公共下水道に接続することが一番安定的であろうと検討した経緯がございます。

○**坂口委員** 今、基準値を満たすことを前提での話だったです。1万2,000ミリグラムパーリッターだったでしょう。ということは、この濃度は、基準値どころか、感覚的には海水と同じぐらいです。ということは希釈せざるを得ないと思うんです。希釈をしてその濃度に落として持ち込めば、持ち出しの量は3倍ぐらいに膨れ上がると思うんです。希釈を甘く考えて、全体で

7万5,000トンの中のわずかだから、入ったときはトータル濃度が下がるから結果的に希釈など。これは持ち込み基準を満たしたことになると思うんです。180トンの約束と、今後、トータルをつぎ込みだすとすると2倍、3倍になるから、そこは限界を超していることで根拠にしたほうがいいと思うんです。

私はむしろ、クローズドシステムの計画が最初から間違いだったんじゃないかと思うんです。1日の要処理量205トンぐらい想定されたわけでしょう。可能処理量はそのままだけでしょう。冷却水とか気化で対応できる量が何トンあるんですか。毎日200トンぐらいがそこで対応できればクローズドで循環できます。だけど、それはすぐ詰まると思うんです。全国の似たような施設の事例を挙げられていますけど、この中でクローズドとっているところは何カ所あるんですか。

○田中理事長 申しわけございません。クローズドをとっているところは把握しておりません。

○坂口委員 最初からクローズドでは、大きい意味での水文環境等考えれば、3つの形態に水をかえていって、その中で循環させるという考え方自体が、最初から限界を超していたと思うんです。クローズドは採択できなかった処理場にクローズドを採択したんじゃないか。ここはしっかり検証する必要があると思うんです。

その中で下水道接続しかなければ、下水道接続に持ち出せるだけのイオン濃度。それから重金属類はこの中で何も言われていないですけど、重金属処理なんて下水道処理場は予定していないんです。この前も言いましたように、これの処理目的は有機物分解と富栄養化を下げるだけなんです。だから、それに合った基準にするためには、今考えられている以上に新

たな施設が必要になってくるんです。今の考えのまま整理していって、4つの中から1つ選択という方法は間違いだと思うんですけど、どんなに考えられますか。これは公社じゃなくて部長が取り上げられたほうがいいですよ。

○田中理事長 先生がおっしゃった、下水道に持っていくということにすれば、うちは9500ppmでしか持っていけないという基準になっております。それが下水道全体の中で希釈されるという市のほうの考えです。一方、冷却水につきましては、今、1日当たり116トンぐらい必要になっていますので、クローズドという意味から見れば、今の処理では賄えないことになっております。システム全体の検証が必要だと思いますが、正直言いますと、結果あるいはこの状況から見れば、当初からのクローズドというのはかなり無理があると、コンサルからも聞いております。

○坂口委員 それから、今の9000ppmまで大丈夫だという市の見解は、特別、公社だけということになっているんじゃないかと思う。すべての企業が9000で垂れ流したら濃度は下がらないです。だから、全体の中に少々まぜたってわからんがという解釈じゃないかという気がするんです。排水を接続する企業に持たせる責任の範囲内の公平な処理の基準にしないと、すべてがそれで流し出したら市の見解は根底から壊れるし、またそれが公平というものだと思うんです。うちだってそれでいいじゃないか、同じ下水料金を払っているし、同じ市内にある施設じゃないかなればですよ。だから、その見解は市は甘いと思うんです。それに気づかれた以上は、持ち出すほうとして危険物を持ち出していないのかどうか独自に検証されて、危険物だと判断されたら、早急にそれを薄めて、責任持って、水道水かけてでも持ち込まないと、これは問題

だと思っんです。水道水をなぜそこにまぜるのかということはお出てきますけど。それはちょっと甘いと思っ。

○田中理事長 きちっと整理をしてみたいと思っいます。

○宮原委員長 委員の皆様にお諮りいたします。間もなく日程にお示ししておりました12時となります。いかがいたしまししょうか。

〔「昼から」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 午後にとっということであるようですから、そのようにしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、1時再開とっことで、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴についてお諮りいたします。

宮崎市の瀬戸口氏から、参考人及び執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、先着10名に限り許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、傍聴人の入室を認めることといたします。

傍聴される皆様にお願ひいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとっり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っただくようお願ひいたします。

それでは、質疑をお願ひいたします。

○蓬原委員 資料をお願ひしていただきましたので、資料のことについて、ほんのわずかですが、お尋ねします。

1/2の資料の20ページ、エコクリーンプラザみやざき建設関連で、10法人同じような施設があるということおです。この前もお話ししましたが、京都に行ったんおです。あれはこれと同じような施設だと私は認識しておりましたが、この中に入っっておりません。どういっことだったのか、その違ひを教えてください。

○田中理事長 申しわけございません。時間がなくてこれだけピックアップしました。先生がおっしゃった京都のことお至急調べまして、後ほど御連絡します。

○蓬原委員 とっことは、まだほかにも同じような施設があると予測できるということおですね。

○田中理事長 今、把握しているのがこれだけおです。

○蓬原委員 日本技術開発の実績も出していただいています。それと、この前、理事長の談話にもありましたが、クローズドシステムは前例を聞いていないということおでありました。クローズドシステムは初めての提案で、初めての試みで設計上やられたとすれば、先ほど坂口委員からもありましたが、例えば継ぎ手の破損のこととか、非常に初歩的などいいますか、調整池が地盤沈下によって亀裂が出た。これが1次原因おですよね。そういうことが初めてのシステムの設計であったがために起きたんおじゃないかという気がしないでもない。過去のいっろんな資料が残っっていないということおですから、我々も非常に聞きづらいものがあるんおですけれども、クローズドシステムをどこが最初に提案して、どこが

採用されたのか、その経緯がわかれば教えていただきたい。

○田中理事長 午前中に質問を受けて、「クローズドシステムは無理があるんじゃないかということを知った」と申しましたのは、どこから私がそれを知っているかといいますと、まさに宮崎県環境整備公社のエコクリーンみやざきの設計施工全体をやりました日本技術株式会社の幹部から知っているわけです。そこが今、当時を振り返って、いろいろ無理があったということを知っています。どこが無理があったのか、あるいはどこがそういうものを導入したのかにつきましては、クローズドシステムだけではなくて、池のプレキャスト構造、あるいは盛り土管理工をなぜ導入したのかということも、意思形成過程、決定がわからないと申し上げました。本当に我々も必死で探しているんです。しかし、クローズドシステムあるいはプレキャスト、盛り土管理工を含めて、ポイントとなるところの手法の採用について、どのような機関でどのように決定されたかという書類が、信じられませんが、随分と探しておりますけどありません。それが現実であります。私、理事長の立場で当事者でありながら、大変申しわけありませんが、どういう過程でできたのか把握できません。

○蓬原委員 ということは、日本技術開発に聞いても、全国に同じようなクローズドシステムを採用した処分場の設計例も探しようがないということですか。

○田中理事長 正確なところは私もわかりませんが、エコクリーンプラザみやざきをつくるときは、焼却熔融施設も含めて、あの程度の規模であるシステムというのは、全国でも余り事例がなかったと聞いております。日本技術開発株式会社は、一般廃棄物、産業廃棄物の世界では

——いろいろな評価があると思いますが、私は全国で一番だと聞いております。そこがそういうことを言っております。私は、話を聞いたことを言っているだけで、そこ辺をきちっと押さえて整理して発言しているわけではありませんので、そこについてはもっと深く調べてみないとわかりません。

○蓬原委員 外部調査委員会を設置することですから、今後いろいろわかるんでしょうけれども。

コンサルタント協会会員一覧の売上高、60社あるんですか、この数字を見ると、70数億円の売り上げで必ずしもトップじゃないと思います。大きいところは300億というところもあるようですから、決してトップじゃないなと思っているんです。

この前も指摘がありましたけれども、処理水の濃度が濃かったために冷却水に回す水量が落ちた。それでも冷却できるということは、そもそも冷却水と循環させる水、これだって設計上数字がおかしい、それで冷却できるのかという話になるわけです、そのあたりを聞いています。これから専門的にやられるんでしょうけれども、客観的に見て、設計上おかしなところがあったんじゃないかという気がしてなりません。それで実績などをお聞きしました。我々は専門家じゃありませんから、あとは外部調査委員会の調査にゆだねるしかないのかなと思っています。

もう一点お尋ねします。私の資料要求の中で、宮崎市ほか11市町村の対応はどうなっていますかということだったんですが、県議会の環境農林水産常任委員会に来ていただいて私どもは議論をしておりますが、許可権者で、処分量も圧倒的に多い宮崎市でも、我々と同じような、あるいはそれにかわる調査をされることも必要な

のではないかという素朴な疑問もありましたのでお尋ねしているわけですが、そのあたりが私どもには見えません。宮崎市を初めとするほかの市町村からの、理事長、環境整備公社に対する調査というのはどの程度行われているかお知らせください。

○田中理事長 今の状況で議会から呼ばれてお話ししたのは、国富町議会だけでございます。

率直に申し上げますけれども、公社の設立の段階の記録を見ているのですが、設立に当たっては、県のほうが産廃ということで立ち上げて、途中で11市町村も加わったわけですが、そのときのやりとりを見てみますと、主体的に県が担ってやっていくというような話し合いが記録に残っております。ただ、浸出水調整池に限って言いますと、県も1人はおりますが、実際建設を担ったのは市のほうが中心になっているわけです。その後も、産廃はたらのき台、萩の台ということで、県のほうは一切実績はありませんので、実際、実務を一貫してやってきているのは市の派遣職員です。そういう意味から言いますと、実務の主たる担い手は市の職員ですから、実態に一番詳しいと思います。しかしながら、幹部の派遣を県のほうがやっているものですから、市のほうとしては、県のほうに一義的な責任、役割があるという認識があるようでして、市議会にも私も呼ばれていませんし、一切協議の申し出はありません。

○蓬原委員 確認です。議会としての動きをされたのは国富町だけと理解していいんですね。

○長友委員 工事の発注に当たっては、公告を出されるし、現場説明をやられると思うので、その辺の資料はあると思うんです。どういう工法で公告を出したか、また現説をしたかというのはわかるわけですから、その資料がここにあ

ればですけど、なければお願いしたいと思います。

○田中理事長 わかりました。一生懸命探してみます。

○松田委員 きょう、県のほうから基本方針ということで4項目が出ました。4つのうち2つが調査に関する事、1つが工事に関する事、最後が情報公開に関する事だったんですが、あえて理事長に伺います。この4項目の中で一番急務はどれだとお考えでしょうか。

読み上げます。1が、地元住民の不安解消のために環境調査を早急に実施すること。2が、原因の調査を行うため外部調査委員会の設置。3が、浸出水調整池第3水槽の安全性の検証、その他の水槽の工事の早期敢行。4が、調査結果等の速やかな公表とあります。どれも大事なことなんですが、あえて伺います。

○田中理事長 すべて大事だと思います。同時並行でどんどん進めていけるものから進めていただきたいと思います。特に地元の対策協議会の協力なくしてできませんでしたし、この間、3対協に3～4回ずつ説明に回りまして、そこで出てくる意見は物すごく切実で、特に佐土原のほうからは、私がそこに住めと言われるぐらいしかられました。そこに住んでみれば、いかに環境の問題が重要かわかるというおしかりまで受けました。ところが、なぜこうなるんだというおしかりを3対協どこもされますけれども、結局、最後のところはここしかないのが十分おわかりになっているものですから、不安を解消するために、システムの改善を何が何でも早くしてくれと、整備してくれというのが切実な願いです。

変な発言でひんしゅくを買いそうですが、ほかのところは、原因の究明、あるいは公社に対

する不信、攻撃だけでございます。しかし、3対協だけは、その後必ず、安心・安全を早くやってくれという切実な要望が出されます。そのところに、対協の切実な、せっぱ詰まった要望があるような気がいたします。

○松田委員 私も地元の方々の話を伺いますと、おっしゃったとおりです。今、問題になっている、使えない調整池1、2、4槽のほうはどうなっているんだということで、その答えをよく聞かれます。

理事長は、10月には着工したいという旨を以前おっしゃいました。それに関して、11市町村足並みがとれているかという質問に対して、大体とれているというお返事をいただいたんです。しかし、一部報道では、4市町村はそれを認めただけでも、7市町村に関してはまだだとか、全部の市町村がそれに同意しているわけじゃない等々の報道もあります。その辺の足並みは、本当のところどうなんでしょうか。

○田中理事長 3月ごろから随分と情勢の変化がありました。3月時点で私が首長さんをお回りしたときは——もちろん理屈としては、議会の承認がなければ、首長さんでも承認するということは言われなんでしょうけれども、いろいろ意見を付された上で、「工事の早急な着工についてはやむを得ない」という御意見を含めて、感触がいいということで了解をもらったという言葉を使いました。その後、マスコミ報道とかいろんな情勢の変化があって、ある新聞情報によると保留ということを知っております。私としては10月着工を考えておりましたので、そのめどをつけるということを行いました。ただ、今の段階では、これほどいろんな問題が出てきて、3月当時と情勢が変わっているような気がします。公社としては、一刻も早くということ

ですから、10月の着工を今でも考えていますが、情勢が変わった中で——首長さんのところにお回りしたいんですけども、何もなくて願ひするのは無理かなど。幸いにきょう、知事さんのほうでこういったものが打ち出されましたので、こういったことも含めて願ひに回れば了解していただけるのではないかと考えています。私としては、どうしても10月に着工しなければ、行き着くところまで行ったらどうしようもないと思います。その前にどうしても着工させていただければというのが、要望でございます。

○松田委員 10月着工というのを、市民の方々は10月完成じゃないのかと聞き違えたようなサブライズもあつたりするんですが、きょう、知事の発言の中でも、「梅雨を迎えて一刻も早く」ということがありました。また委員の中から、「債務負担を起こしてでも早くこの工事を」と、これは第一義であろうと思っております。

それと、私のほうで2つ資料の要求をさせていただきました。一つが、公社組織関係ということで、設計当時の理事長、幹部職員の名簿、そして議事録ということで、提出をいただきました。1/2の議事録の15ページ、③「理事になって3年たちますが、この案件については、一度も理事会へ諮られたことはなかった」という驚きの声等も出ております。これ以上理事会の議事録を見ても、一度も諮られたことがなかった。大分精査をされて出てこないという疑問も出していらっしゃいます。こうなると、調査の部分に関しては当時の担当者を招いて聞かない限りがちが明かないと思うんですが、名簿を出していただいた方々に問い合わせとかはなされましたでしょうか。

○田中理事長 ほとんどの方に、数回あるいは1回お会いして、昨年当初からその当時のこと

を伺っております。私も主な幹部の方には会って事情を聞いております。

○松田委員 1回はお会いしてヒアリングをしたということです。今は県内に居住していらっしゃる方もいらっしゃるようですが、副知事以下そうそうたる方々が幹部に名を連ねていらっしゃると思いますので、ぜひこの場に1回お招きをして質問してみたい、このように考えております。委員長の方にこの旨要求いたしまして、私の質問を終わります。

○坂口委員 施工監理委託を重点監理方式になって、この仕様書の中には、こういった資格なり知見を持った人を、何日間どう張りつけさせるんだというのが指示されてないんです。このほかに特記仕様書か、設計書の備考欄でそこらはどううたわれているんですか。

○坂本主査 申しわけございません。設計書等について改めて調査して報告させていただきませう。

○坂口委員 この資料請求したときは趣旨はわかっていたと思うんです。どれぐらい施工監理会社が施工を監理していかなければいけない立場にあったのか。当然、契約するわけですから金額が決まるんです。こういった資格の人たちが何日間現場に張りつくことになるかというのが基本で労務費は計上されるんです。それだけの人間をそこに出していたのかどうかを判断して、この程度の工事で重点監理方式で果たしていいものかということです。しかもこれは全国初の公関与型ということで鳴り物入りだったですよ。そこらのところが知りたいから資料請求したんです。調査委員会も立ち上がるというから、今後それを求める求めないは別として、ここらは的確に把握されて判断基準として事前に持っておかれないと、幾ら探してもない資料

じゃないんです。契約書についているんです。それが一つ。

それから、313ページにケミカルグラウト株式会社はこういう内容の会社ですという資料を提出いただいたんですけども、これも、公社が必要とした1億8,000万ぐらいの補修工事の3,900万余りを公社が負担をした。それに基づいて1億8,000万の工事が行われたわけです。応分の負担だったということで、ここは初めてこの工事に参画してくる業者なんです。質問は、どういう中身の工事を、一体幾らで、だれが契約書をつくって、だれが工事代金を支出したのかが知りたかったわけで、どこをやったのかということじゃなかったんです。これだけ真剣に議論しているんですから、目的に沿った資料を提出してほしい。ケミカルグラウト株式会社が受け取ったお金の振り込み伝票、だれが幾ら振り込まれたかが知りたかったんです。もうちょっと誠意を持って書類は整理していただかないと、全部中途半端だし、ないないと言うけど、法的にこれは保存が義務づけられているか、発注の時点でそれが整えられないと発注できない、法的な資料がないわけじゃないんです。この次、機会があったら、ぜひその趣旨を踏まえた資料を提出してほしいということです。これ以上尋ねようがないんです。

これは参考までですけど、516ページの入札価格はわかるんですが、この工区に係る予定価格が幾らだったのか。というのも、今、かなりな過当競争、県も一般競争入札を導入したんです。これはルールなき導入みたいで、本当は試行期間ですけど、今後、この制度の導入によってこういった工事がたくさん出てくるんじゃないか。これは安過ぎたからこんなことになったんじゃないか、それも起因しているんじゃないか懸念

されるものですから、ぜひ予定価格を教えてください。

予定価格と同時に、設計に計上した単価は幾ら、標準歩掛かりが何ぼ、だからこの工事には何ぼかかるんですといった、単価と標準歩掛かりは何を基本にしたのか。通常、公共事業は、国土交通省が出す地方単価と、全国共通の標準歩掛かりで積算していくんです。それは根拠があって、先ほどからいろいろ問題になっているように、段階的に条件を満たしながら次のステップに入っていく。ですから、この工事では盛り土工事をして、最後の基盤完成、それから基盤調査——この前は水平載荷をやったと言われました——をやって、そこで次の業者に引き渡しが行われるんです。引き渡すときは、業者は入札に際して事前調査をやるんです。そこで必ずボーリングをやるんです。ボーリングをやった結果、私のところはこういう工法でいきますという施工計画を組んで確認していくんです。そのボーリングのときの調査結果の資料がないわけじゃないんです。これはちゃんと設計図書で義務づけられている資料なんです。こういうものがことごとくないと言われるけど、こんなおかしな説明では議会は承知できません。これも誠意を持って出してほしい。でないと審議できないということです。

それから、先ほどここで技監の説明されました。これと言えば3ページと322ページ、これを見ても県執行しかわからないんですけど、県から出ている人がことごとく技監になってきていて、市から出ている人が参事兼建設課長ということで、これはポジションが決まっていて、そこに異動の中ではめ込んでいったシステムだと思うんです。ある意味では充て職みたいな組織のあり方でなくて、ハード整備事業というの

は、建築と土木の専門家はおのずと違うんです。坂本さんでもそうでしょう。そして組織だから技監、課長がいるんです。それでも、見かけ上の管理システムでは技監がすべて掌握して権限を持っているんです。しかし、運用面とか実質的な現場関与のあり方、現場判断のあり方というのは、建築と土木は違うということでぴしゃっと説明してもらわないと、先ほどの事務局長の説明は、ことごとく技監が権限を持っておりますということだけど、それは実態に合った説明じゃない。実質的な関与のあり方でないと、これは究明できないということ、ここのところもしっかり整理して、何らかの形でコメントを出してほしいと思います。今までの要望でいいです。

先ほどの知事のコメントを見られましたよね。これは知事の判断ですから、この方向に沿って進んでいくと思うんです。環境森林部長も苦労されていると思うんですけど、ここから出てくるのはことごとく技術と、あとは何ぼかかるんだという話です。これは、内部意思決定、あるいはここで答弁をしていただく組織の中に、少なくとも総務部、ハードをやればお金の問題ですから。それから、これを検証していくなり、次の新たな工事を考えるとすれば、技術とかそれに係る知見の問題ですから県土整備部、ここらが少なくとも一緒に座して説明していかないと、だらだらだらだら。理事長が苦労されているのもわかるんです。技術的判断の限界、理解の限界があるから、精いっぱい答えているけどこうなってしまうって、意図的なものじゃないんだということ、それはわかるんです。でも、そういう甘い世界じゃない。だから、しっかりした答えが出せるだけの庁内体制を組んで議会には臨んでいただかないと、これは何ぼやっても同じ

ことの繰り返しだと思うんです。そこはぜひ部長、ここでそういう働きかけをしっかりとやってほしい。知事があんな返事したわけですから、今後これに関してはそれぞれ専門領域が責任持って検討した結果を外に出していく、あるいは議会で答えていくということにならないと。少なくとも総務部と県土整備部がないと深くは議論できないと思うんですけど、どんなふうに感じておられますか。

○高柳環境森林部長 常任委員会でのいろいろ御質問がございます。私ども一生懸命対応しているつもりでございますが、委員の皆様への質問に対して十分なお答えができていない部分も多々あると思っております。それにつきましては、常任委員会に対して誠意を持って事実を明らかにして正しく説明する義務があると思っておりますので、当然、環境森林部でできない部分についてはそういう方向でお願いをしていきたいと考えております。

○坂口委員 行政ですから、責任と所掌する範囲というのがおのずとあると思うんですが、きょう、知事が言われたことも念頭に置きながら、少なくともそういったものが漏れないような庁内体制を組んで、そして対外的なものを組み込んでいくということでない、これは厳しい。最終的にはお金をどうするかということになりますよね。そこらをぜひ要望しておきます。

○宮原委員長 ほかに委員の皆様ありませんか。
ないようではありますが、委員外議員の皆さんで質疑はありませんか。

○丸山議員 補強工事をやられたということですが、坂口委員のほうからもありましたとおり、全くその資料がないんですが、どのような工法だったかを教えていただければ幸いですと思っております。

○田中理事長 第3水槽について補強工事を行いましたけれども、直径2メートル、長さ13~14メートルの基礎ぐいを8本施工しております。そして4本ごとにくいを連結して鉄筋コンクリートのやなをかけるという地中張り工法ということですが、専門家に説明させます。

○坂本主査 お答えいたします。

第3水槽の補強工事につきましては、既に構造物ができておりますので、構造物の中から人力で直径2メートルのくいを施工しております。深層ぐいという人力でつくるくいなんです、その中に鉄筋コンクリートを流し込んで、直径2メートルのくいとしています。それらを何本かずつつなぎまして、台形のカステラ状のはりをつくりまして、それで水槽の荷重を受け持つ工法でございます。

○外山委員 今後のことについて確認しておきたいんですが、外部調査委員会を設置することをはっきり言われました。そうしますと、この調査委員会で原因の究明、責任の所在までは当然されると思います。問題は、その後、どういう工法でどういう修理をしていくか。予算の問題になると思うんですが、そこあたりの時期の問題、いつまでも座して待つわけにもいきませんので、これは公社なり県のほうでタイムリミット、スケジュールを決めて、いつまでに調査結果を出してもらい、責任の所在を明確にする、そしていつから工事に入るようにする。そういうものが、責任を明確にしていく公社なり県のまずとるべきことじゃないかと思うんです。その辺のお考えを部長にお願いします。

○高柳環境森林部長 外部調査委員会での調査を踏まえた上で、工法やタイムリミットは早急に決めたいと思っております。ただ、工法等中身にかかわる部分がございますので、現時点で

はいつまでというリミットを設けることは難しいわけですが、早急に外部調査委員会の選定をいたしまして、そういった方法等につきましての協議を速やかに行って、スケジュール等も早目に確定して、地元住民の不安のないように対応していきたいとは思っております。

○外山委員 確かに不透明な部分があって、今後のスケジュールはわかりにくい部分があると思うんです。しかし、ここで県として1カ月後とか40日後とか日にちを明確にすることが第一の責任じゃないかと思えます。今ここでそれを出してほしいということは言いませんが、できたら1週間か10日ぐらいの間に県民に対してタイムスケジュールを明確にして、県はこういうことで対処していきますということをやっていけるように要望しておきます。

○蓬原委員 資料の2/2の319ページ、基礎の比較検討表というのがあります。原因と対策ということだろうと思うんですが、対策については、外部調査委員会をつくって今後どうするか検討される。原因には人為的なものと技術的なものがあると思うんですが、私は技術的なところに問題があったらと思うんです。人為的というのは組織のことがあるだろうと思えます。設計をする場合に、フェイルセーフという考え方、失敗しても安全なほうに行くんだよということです。そういう思想の中で物事は設計されないといかんと。これはあらゆるものに共通する設計思想だと思うんですが、このクローズドシステムを設計するに当たって、どこに一番注意を払わないといけないかという、調整池です。ここに汚染された水があるわけですから、ここが壊れば、当然、周辺の住民の皆さんに多大な被害を及ぼす、安全を脅かすというわけですから、このところが一番しっかりせにゃいかんわけ

です。炉が燃えないというのは、いわゆるフェイルセーフのほうに入るわけです。燃やさないものがたまっていくだけの話ですからね。ところが、ここが傾いてひびが入ったということが、今回問題になっている最大の原因、いわゆる1次原因です。

ところが、この比較検討表を見ますと、直接基礎案と地盤改良案、くい基礎案、直接基礎補強案というのがあるって、工事費も5,000万余分にかかりますよというようなことがあって、最後のほうに検討結果で、「変形量は、所定の数値を下回っているが、重要構造物としての安全性を考慮し、均しコンクリートを20センチメートルとする直接基礎補強案を選定する」という設計者の決定があるわけです。これでいけば、埋め立てたところにつくっても、こういう構造にすれば、最悪、不等沈下を起こしてもこれが割れることはありませんという設計のはずなんです。ところが、実際にはひびが入って漏れたからこういうことになっているわけです。ということは、この考え方、あるいは変形量を計算する数値がおかしかったんじゃないのか。あるいはこれに対する安全率の考え方、それがいわゆるフェイルセーフということですよ。そうならないように、安全率をさらにさらに上げて、最悪の場合でもこれが転ばないようにしておかないといけなかったはずなのに、最初の水張り試験でひびが入ってしまっている。非常にお粗末なことだったなど。私は土木の専門ではありませんが、ここについて非常に疑問を感じます。今後、外部調査委員会をおつくりになって原因を究明されるに当たっては、この辺はしっかり究明していただきたい。答弁は要りませんが、客観的にこの資料を見た限りで意見を述べさせていただきます。

○満行委員 関連ですけど、私も、前回の資料の290ページのことです。きょう、平成16年1月29日の資料をいただきました。515ページ、516ページに調整池の基盤について出ています。今、蓬原委員もおっしゃいましたけれども、ここで私が問題にしたいのは、515ページの日本技術開発がやっている部分です。この中の「記」以下の2行です。「浸出水調整池の基盤について、最終処分場工事J Vと浸出水調整池工事J Vの両者により、基盤についての検討書が提出されています」、この515ページは問題ないよという結果で、それが516ページにまとめてあるんですが、結局、基盤は大丈夫かという指摘があって、両J Vからここは問題ありませんと言っているんですけども、結果的には問題があって、黒塗りのページにいくわけですよ。17年10月26日の資料に移るんだと思うんです。

両J Vから検討書が提出されています。この資料はあるんでしょうか。これが両J Vからの基盤は大丈夫じゃないという返答書じゃないかと思うんですが、この検討書が存在するかどうか。あれば提出をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本主査 本日の資料の224～228ページが、J Vが出しました浸出水調整池のボーリング結果の報告書になります。同じく、196～219ページが、基盤工事を行いました三井J Vが出した沈下量等の報告書になります。

○満行委員 196ページからの分と224ページの分が、515ページのこの2行の検討書に該当するということですか。

○坂本主査 そうです。

○坂口委員 議論に入っていくと切りがないから言わなかったんですけど、この資料そのもの

が同規模の工事に比べて、最後に言われたデータなんか見ても、載荷試験を何カ所もやってないです。あれだけの必要面積の中で、平板面がこんなに小さい平板載荷試験をやったにしたって、何メートル下までの地盤が判断できますか、ごく表面部分しか判断できないです。だから、この資料が大丈夫だからということじゃだめじゃないか。そういうものがやられていないところに問題があるし、さっきも言いましたように、基盤引き渡しの際に、次の施工業者がそれで信頼できるかといった資料、まさにそういったような資料が出てこないと判断できないと思うんです。こういうことに基づいてやったからこんなことが起こっているんですから、実際指摘された資料です。必ずそのときに標準貫入試験なりやって、この前はR Iで説明されたけれども、今のようなニュートンあたりのものが出てきたり、何メートルまでやったんだというようなものが出てくれば、これは締め固めがやられていないとか、巻き出し圧があつたんじゃないかというのが一目瞭然わかるんです。それを求めているんです。だけど、そんなことされるとどこも問題ないよなということになっちゃうじゃないですか。そこらのところは率直に出してくれないか。あそこで何が起こったんだ、だれがどういうことを心配したけど、だれがそんなこと要らないと言ったんだということを知りたいんです。技術屋だったら、ここで言われていることはわかると思うんです。何を求めているのか、何を知らなかったのか。一体あそこで何が起こったのか、今後何が起こる可能性があるのか、その原因は何だったのか、それは防げなかったのか、いたし方なかったのか、そういうことを整理していきたいんだから、こんなものじゃだめです。ここが求めているのは

そういうものじゃないです。R I というのはこういうことを言うんですよとか、平均的なひずみというのはこういうことを言うんですよ。平板載荷試験というのは、実際こういうことをやったから、これはほんのここの部分しかわからないんです。それをやるためにはもっと面積が要るんですよとか説明しないと、これは何度やっても一緒です。

○宮原委員長 ほかにありませんか。

ないようではありますが、先ほどから再度資料の要求が出ていると思います。その部分については、今、坂口委員からもありましたように、しっかりとしたものをそろえて提出されることを要求したいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

参考人及び執行部の皆様、御苦勞さまでした。

午後1時48分閉会